令和３年（行コ）第１３６号　東海第二原子力発電所運転差止等請求控訴事件

一審原告　　大石　光伸　外

一審被告　　日本原子力発電株式会社

控訴審準備書面（４３）

（弁論更新にあたって：控訴審準備書面（３１）～（３５）の論理骨子）

２０２６年１０月９日

東京高等裁判所第２２民事部ハに係　御中

一審原告ら訴訟代理人

弁護士　　河　合　　弘　之

外

本書面では、弁論更新にあたり、判断枠組みの観点から、本件原発敷地内の地震観測記録のデジタルデータの開示に関する控訴審準備書面（３１）～（３５）の要点を整理する。なお、本書面で前提としている事実関係はすべて上記各準備書面の中で主張立証しているものであるので、要点整理という本書面の性質上、詳細の論ずるのは割愛する（詳細は各準備書面を参照されたい）。

１　原判決の判断枠組み

原子炉等規制法が要求する安全対策が欠落し、又は不十分である場合に、人格権侵害の具体的危険が認められることは言うまでもない。この点について、原判決が示した判断枠組みを整理すると次のとおりとなる。

⑴　一審原告らが、本件発電所の安全性に欠けるところがあると具体的に主張する事項がある場合には、

⑵　一審被告は、上記事項を踏まえ、規制委員会の判断に不合理な点がないことについて、相当な根拠資料に基づき主張立証を尽くす訴訟上の義務を負い、

⑶　一審被告が同主張立証を尽くさない場合には、上記義務違反の効果として一審原告らが主張する事項の存在が事実上推認され、その結果として、本件発電所の安全性に欠けるところがあり人格権侵害の具体的危険の存在が認められる。

２　原判決判断枠組みへのあてはめ

この判断枠組みに則り、地震動に関する主張を整理すると次のとおりとなる。

⑴　一審原告らが主張する本件発電所の安全性に欠ける事項（上記１⑴）

まず、一審原告らは、本件発電所の安全性に欠ける事項として、「本件基準地震動策定にあたって用いられた本件地盤モデルに基づくサイト特性は、本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性と乖離していること」（すなわち、本件地盤モデルに信頼性・正確性がないこと）について、規制委員会の公式見解（甲Ｄ３１１）、野津厚・港湾空港技術研究所地震防災研究領域長の分析結果に基づいて具体的に主張した。これにより、本件基準地震動が設置許可基準規則第４条第３項の要求を満たしておらず、ひいては同地震動に基づく耐震重要施設の安全性が同条項の求める安全を欠いている旨を主張している。

⑵　一審被告の訴訟上の義務の内容（上記１⑵）

ア　これに対し、規制委員会は「本件基準地震動は妥当である」（同規則の要求を満たしている）と判断しているが、規制員会の公式見解（甲Ｄ３１１）を

踏まえると、この判断は「本件地盤モデルに信頼性・正確性があること」を基礎としていることが分かる。そのため、一審原告らの主張が事実である場合、規制委員会の判断は、その基礎とされた重要な事実に誤認がある（判断過程に看過しがたい過誤・欠落が存する）ことになる。したがって、伊方最高裁判決を踏まえた原判決の枠組みの下では、一審被告は、一審原告らの主張を踏まえ、「本件地盤モデルに信頼性・正確性があること」について相当な根拠・資料を用いて主張立証を尽くす訴訟上の義務を負うことになる。

イ　ところで、科学的知見の信頼性・正確性は、再現可能性（誰が検証しても同一の結論に至るか否か）の観点から検証される。したがって、再現可能性が客観的に担保されていない科学的知見は、信頼性・正確性に乏しいということになる。

この点、本件地盤モデルの再現可能性を検証するためには、地震動観測記録のデジタルデータ（以下「本件元データ」という。）をスペクトル（周波数）ごとに分解してフーリエ解析（周波数領域での詳細解析）を行うことが技術的に不可欠である。しかしながら、規制委員会は本件元データを一審被告に提出させておらず、本件地盤モデルの信頼性・正確性を科学的に検証できていない。換言すれば、規制委員会の審査は、本件地盤モデルの信頼性・正確性を何ら科学的に担保するものとなっていないのである。

中部電力浜岡原発における基準地震動過小評価事件、一審被告による敦賀原発におけるボーリングデータ書換え事件、さらには同社による本件原発及び敦賀原発における審査資料不備事件にみるように、規制委員会が検証していない科学的知見には過小評価その他の誤りが含まれる具体的可能性が存在する。そうである以上、少なくとも本件地盤モデルの信頼性・正確性について規制委員会が検証していないことが明らかである本件訴訟においては、規制委員会による担保がないのだから、「本件地盤モデルの再現可能性」について裁判所が自ら審理判断する必要がある。まして、本件地盤モデルの再現可

能性の欠如について、一審原告らが野津厚・港湾空港技術研究所地震防災研究領域長の分析結果という具体的な科学的知見を示している本件においては、その必要性が一層高いというべきである。

ウ　そして、当事者主義的訴訟構造の下で科学的知見に対する適正な評価を担保するためには、科学的証拠の正確性・信頼性に関する当事者の攻撃防御が尽くされることが重要である。そのためには、証拠等の偏在が存在する場合、対立当事者に対して科学的知見の再現可能性検証が可能な程度のデータが開示されることが出発点となる。本件に即していえば、本件元データが開示されなければ本件地盤モデルの再現可能性を検証できないのであるから、本件元データの開示こそが、本件地盤モデルの信頼性・正確性に対する適正な評価を担保するために必要不可欠なのである。前述のとおり、一審被告は本件地盤モデルの信頼性・正確性について相当な根拠資料に基づき主張立証する訴訟上の義務を負うのであるから、かかる義務の一環として、本件元データを一審原告らに開示する義務を負う。

⑶　一審被告の訴訟上の義務違反の効果（上記１⑶）

ア　それにもかかわらず、一審被告が本件元データを開示しない場合には、訴訟上の義務違反の効果として、本件地盤モデルに信頼性・正確性がないこと、ひいては本件基準地震動を用いた耐震重要施設では規則第４条第３項が要求する安全を欠くこと（原子炉等規制法の要求する安全対策が不十分であること）が事実上推認されるべきである。その結果、人格権侵害の具体的危険が認められることになる。

イ　このような帰結は、安全対策に関する証拠等が一審被告に偏在する中、一審原告らが限られた証拠に基づき本件地盤モデルの再現可能性の欠如に係る科学的知見（具体的疑い）を示したにもかかわらず、一審被告が正確な再現可能性検証に必要不可欠な本件元データを提出しなかったことに起因する。すなわち、**具体的疑いを解消可能な本件元データを十分に保有し、かつ容易**

に提出できるはずの一審被告が、自ら同疑いを解消しないことを選択した結果にほかならない。安全対策に関する証拠等が一審被告に著しく偏在していること、及び地域社会に重大なリスク源をもたらしているのが一審被告自身であることを併せ考えれば、かかる帰結は何ら不合理なものではない。

３　結論

以上のとおりであるから、一審被告は一審原告らに対し本件元データを開示するべきであり、一審被告がこれを開示しない場合、裁判所は、一審被告による訴訟上の義務違反の効果として、人格権侵害の具体的危険を認めるべきである。

以　上